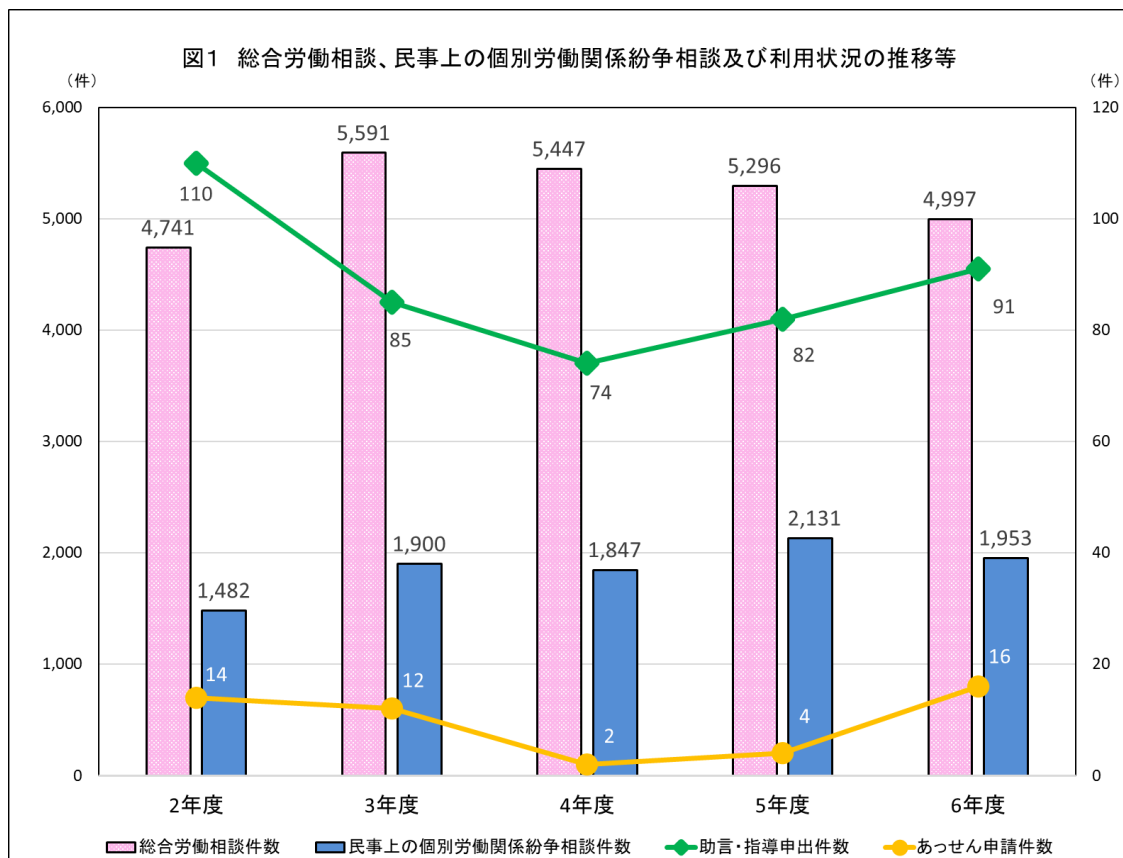


徳島労働局における個別労働紛争解決制度の運用状況推移

1 総合労働相談件数(総合労働相談コーナー等窓口での相談件数)等及び利用状況の推移

- (1) 徳島局内における総合労働相談コーナー等に対応した総合労働相談件数、民事上の個別労働関係紛争相談件数、助言・指導の申出件数、あっせん申請件数の過去5年間の推移は、図1のとおり。
- (2) 総合労働相談件数は年間約5000件程度、民事上の個別労働関係紛争相談数は約1800件程度で推移。助言・指導の申出件数、あっせん申請件数とも令和4年度まで減少していたが、増加に転じている。(助言・指導、あっせんに係る紛争内容別の件数は別添2の3～4参照。)

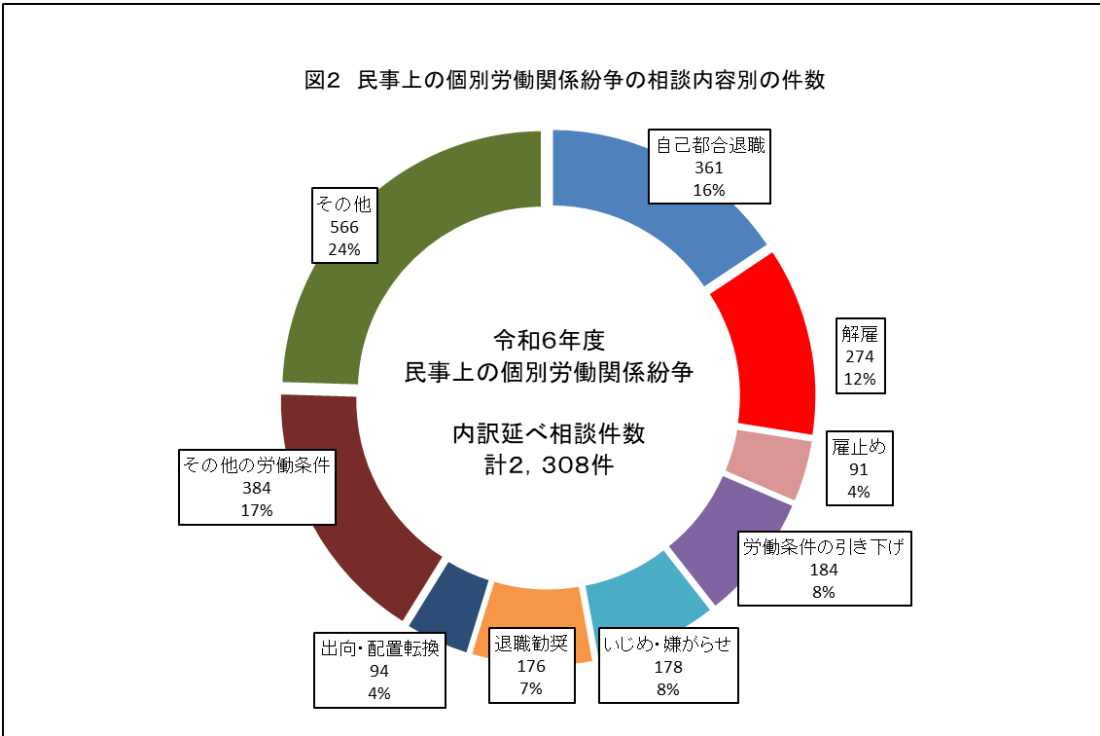


2 民事上の個別労働紛争の相談状況

- (1) 令和6年度における民事上の個別労働関係紛争の相談内容ごとの件数と割合については、図2のとおり。

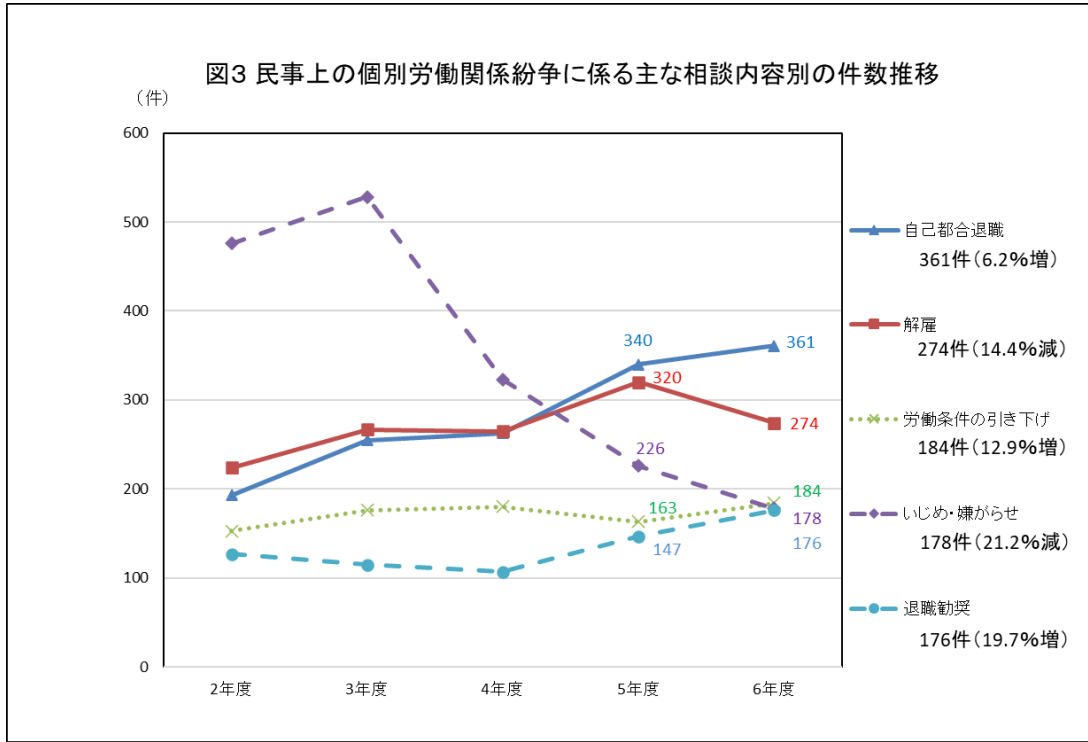
なお、1件の相談に対して、複数の相談内容にまたがる場合があり、民事上の個別労働関係紛争相談件数(1,953件)と、内訳延べ相談件数(2,308件)は一致していない。

- (2) 「自己都合退職」が361件で、「その他」と「その他の労働条件」を除いて、最多。次いで、「解雇」が274件、「労働条件の引き下げ」が184件となっている。



3 民事上の個別労働紛争に係る主な相談内容別の件数推移

- (1) 民事上の個別労働関係紛争相談のうち、主な相談内容である「自己都合退職」、「解雇」、「労働条件の引き下げ」、「いじめ・嫌がらせ」、「退職勧奨」の過去5年間の推移は、図3のとおり。
- (2) 「自己都合退職」の件数は増加傾向にあるが、「いじめ・嫌がらせ」の件数は、令和4年度より減少傾向にある。「職場におけるパワーハラスメント」に関する相談については、令和2年度より労働施策総合推進法の件数で計上することとなった。(以下の「(参考) 労働施策総合推進法の相談件数及び利用状況の推移)」を参照)

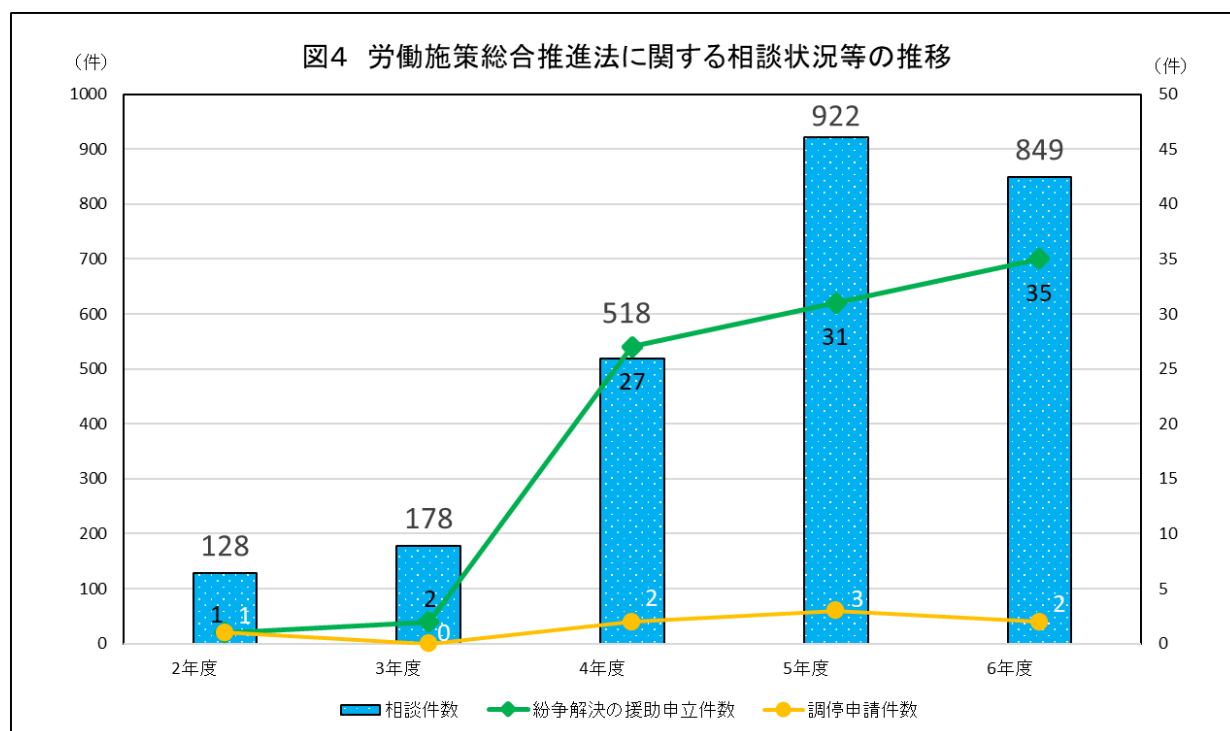


(参考) 労働施策総合推進法の相談件数及び利用状況の推移

- (1) 労働施策総合推進法が改正されたことにより、令和2年6月から「職場におけるパワーハラスメント」を防止するための措置が大企業に義務付けられ、令和4年4月から、それまで努力義務とされていた中小企業に対しても義務化された。

過去5年間の労働施策総合推進法の相談件数及び同法に係る利用状況の推移は、図4のとおり。

- (2) 令和6年度における相談件数は減少したものの、依然として高い水準にある。紛争解決援助（※1）の申出件数は増加傾向、調停（※2）申請件数は横ばい。



※1 紛争解決の援助とは、労働局長が、労働者と事業主との間の紛争を法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ法の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより紛争の解決を図る制度。

※2 調停とは、紛争当事者である労働者と事業主との間に第三者（調停委員）が関与し、当事者双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争を解決する制度。

4 現状と今後の取組に関して

個別労働紛争解決制度は、平成13年10月に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（以下「個紛法」という。）に基づくものである。

徳島局においては、当局内のほか、県内4つの労働基準監督署内に「総合労働相談コーナー」を設置しており、同コーナーにおいて相談対応並びに助言・指導の実行など、個別労働紛争に関して解決に向けたサポートをしているところである。

従来は個紛法で取り扱っていた職場のパワーハラスメントに関する相談も依然として多く寄せられており、援助を求める件数も増加している。

労働施策総合推進法は、別添４の表面のとおり、法改正が予定されていることから、これを周知するとともに、個紛法の問題のみならず、職場におけるハラスメント防止に関しても、より一層取り組みを行うこととしている。

◎ 徳島労働局 総合労働相談コーナー

名称	所在地	電話番号
徳島労働局 総合労働相談コーナー	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎 4 階 徳島労働局雇用環境・均等室内	088-652-9142
徳島 総合労働相談コーナー	徳島市万代町 3 丁目 5 徳島第 2 地方合同庁舎 1 階 徳島労働基準監督署内	088-622-8139
鳴門 総合労働相談コーナー	鳴門市撫養町南浜字馬目木 119-6 鳴門労働基準監督署内	088-686-5164
三好 総合労働相談コーナー	三好市池田町マチ 2429-12 三好労働基準監督署内	0883-72-1105
阿南 総合労働相談コーナー	阿南市領家町本荘ヶ内 120-6 阿南労働総合庁舎 3 階 阿南労働基準監督署内	0884-22-0890